

## JIAA インフォメーションアイコン運用ガイドライン

### 1. インフォメーションアイコン

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（略称 JIAA、以下「当法人」という。）が行動ターゲティング広告ガイドライン（以下「BTA ガイドライン」という。）第 6 条に基づき指定するアイコン（以下「インフォメーションアイコン」という。）は、以下の通りとする。

#### 【インフォメーションアイコンの表示】

※詳細については、当法人の別途定める「インフォメーションアイコンクリエイティブガイドライン」に定めるものとする。

### 2. インフォメーションアイコンの目的

インフォメーションアイコンは、インターネットユーザー（ユーザーが閲覧、使用する際の端末機器は問わない。以下「利用者」という。）の行動履歴等の情報（以下「行動履歴等情報」という。）を使用した、ターゲティング広告をはじめとするインターネット広告関連ビジネスにおいて、当該情報を使用する際の透明性の確保と、利用者関与の実質的な機会の確保を図り、もって利用者にとって安心してインターネット広告を利用することができる環境を構築することを目的とする。

### 3. インフォメーションアイコンの使用許諾

当法人は、当法人の会員各社および当法人の会員社以外で行動履歴等の情報を使用したインターネット広告関連ビジネスを行う事業者（当法人の会員各社と併せて、以下「事業者」という。）の申請に基づき、本ガイドラインを遵守することを条件に、本ガイドラインの定めるところにより、インフォメーションアイコンの使用を許諾する。また、インフォメーションアイコンの使用範囲については、行動ターゲティング広告だけでなく、利用者関与の実質的な機会を確保すべきと当法人が判断する広告を対象とする。

### 4. 使用申請

- 1) インフォメーションアイコンの使用を希望する事業者は、その広告サービスごとに別途当法人の定める方式に基づき使用申請を行うものとする。
- 2) 当法人は、事業者よりインフォメーションアイコンの使用申請を受領した場合、合理的な期間内に、別途定める審査基準に従い、使用の妥当性について審査する。
- 3) 当法人は、審査の結果、インフォメーションアイコンの使用が妥当と判断した場合、事業者に対し、申請された広告サービスにおいて、当法人がインフォメーションアイコンの使用を許諾した日から 1 年間に限り、インフォメーションアイコンの使用を許諾する。

- 4) インフォメーションアイコンの使用の継続を希望する事業者は、使用期限満了 1 か月前までに、本項第 1 号に定める使用申請を行わなければならない。本号に基づく事業者からの使用申請についても、前二号の規定を適用する。
- 5) 当法人は、インフォメーションアイコンの使用を許諾した事業者およびその対象となる広告サービスについて、当法人の運営するウェブサイトにおいて公表することができる。

## 5. 実装

インフォメーションアイコンの使用許諾を受けた事業者は、本ガイドラインおよびインフォメーションアイコンクリエイティブガイドラインの定めるところにより、すみやかに対象の広告サービスにおいて、インフォメーションアイコンの実装を行い、これを維持するものとする。また、当該事業者は、当法人に対して実装の完了を通知するものとする。

## 6. 遵守事項

事業者は、インフォメーションアイコンを実装するにあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 行動ターゲティング広告ガイドラインに定められた事項を遵守すること
- ② プライバシーポリシーガイドラインに従ったプライバシーポリシーを作成、公開するとともに、これに従った運用を行うこと
- ③ インフォメーションアイコンの色、サイズやデザインを変更せず、その他当法人が別途定めるインフォメーションアイコンクリエイティブガイドラインに違反した態様でインフォメーションアイコンを使用しないこと
- ④ インフォメーションアイコンを、当法人が第三者の商品、サービス等を保証したり、推奨していると誤解されるような方法で使用しないこと
- ⑤ インフォメーションアイコンを本ガイドラインに定める目的に反した態様、方法で使用しないこと
- ⑥ インフォメーションアイコンを申請対象以外の広告サービスに使用しないこと
- ⑦ インフォメーションアイコンを、当法人を誹謗中傷し、その他損害を与えるような形態で使用しないこと
- ⑧ 第 4 項第 2 号の審査基準に合致し、これを維持すること
- ⑨ その他、当法人が合理的に指示した事項を遵守すること

## 7. モニタリング

当法人は、事業者によるインフォメーションアイコンの使用に関して、モニタリングを行うことができる。事業者は、当法人による当該モニタリングに関する合理的な要求に対して、誠実に協力するものとする。

## 8. 権利帰属

インフォメーションアイコンに関する産業財産権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は全て当法人に帰属する。

## 9. 無保証

- 1) 当法人は、インフォメーションアイコンの使用を許諾することによって、事業者の広告サービスについて、信頼性、正確性、完全性、有用性など、何らの保証をするものではない。
- 2) 当法人は、インフォメーションアイコンについて、瑕疵がないこと、特定目的への適合性および第三者の権利の非侵害などを含み、一切保証しない。

## 10. 譲渡禁止

事業者は、当法人の書面による事前の承諾のない限り、インフォメーションアイコンを、使用权の販売、貸与、再許諾、その他方法の如何を問わず第三者に使用させてはならないものとし、かつ本ガイドラインに基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

## 11. 解除

当法人は、インフォメーションアイコンの使用許諾を受けた事業者が本ガイドラインに違反し、その他当該事業者によるインフォメーションアイコンの使用が適切ではないと判断した場合、当該事業者に対し、その使用の中止を要求できるものとする。この場合、当該事業者は、直ちにインフォメーションアイコンの使用を中止し、その旨を当法人に報告するものとする。